

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳到達まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定患者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年8月診療分
大阪府	府内各市町村	身体及び知的障がい者医療	80	1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		○食事標準負担額を助成する6市(大阪市、吹田市、高槻市、八尾市、箕面市、大阪狭山市)それ以外は対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	ひとり親家庭医療	82	18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		○食事標準負担額を助成する6市(大阪市、吹田市、高槻市、八尾市、箕面市、大阪狭山市)それ以外は対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	乳幼児医療	86	入 院:就学前まで 入院外:3歳未満 *所得制限あり *市町村によって年齢拡大あり、所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	87	*65歳以上 *大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 *大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村	老人医療	88	・65歳以上 ・特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患(法別『51』)を有する者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	89	・65歳以上 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療(法別『10』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	90	・65歳以上 ・障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療(法別『21』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	吹田市	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	83	大阪府の基準の所得制限を拡大し助成		・自己負担は府の基準(法別『82』)と同様。	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	交野市	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	83	大阪府の基準の対象年齢を拡大し助成		・自己負担は府の基準(法別『82』)と同様。	対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	茨木市(*)	乳幼児(府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大(小学校1年生まで→小学校2年生までに拡大) 0歳～小学校2年生年度末(8歳到達後の最初の3月31日)まで		○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成21年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、食事療養費の負担額変更(食事標準負担額を助成→助成対象外) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		対象外	府内の医療機関等	平成21年11月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事療養費の負担額変更(食事標準負担額を助成→助成対象外) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		対象外	府内の医療機関等	平成21年11月診療分
大阪府	能勢町 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生まで(9歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成22年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(就学前まで→中学校3年生までに拡大) 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成22年7月診療分
大阪府	阪南市 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の所得制限の撤廃(所得制限あり→所得制限なし) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢の拡大(中学校就学前まで→中学校3年生まで(15歳に達した日以降最初の3月31日まで)) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(小学校就学前まで→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで))	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大(小学校就学前→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで))	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	乳幼児・こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで) 入 院: 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで 入院外: 0歳から6歳到達後の最初の3月末日(小学校就学前)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年7月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 0歳～12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 12歳に達した日以降最初の3月末日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年9月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達した日以降最初の3月末日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年10月診療分
大阪府	茨木市 (*)	乳幼児	86	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生までに拡大) 9歳到達後の最初の3月31日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年11月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (4歳まで→6歳までに拡大) ・6歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校就学前)までの間にある者	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年1月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院:0歳から小学校卒業年度末まで 入院外:0歳から小学校就学前まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生修了前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生修了前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(入院:4歳未満まで→就学前までに拡大、入院外:4歳未満まで→就学前までに拡大) 入院:小学校就学前まで 入院外:小学校就学前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(就学前まで→中学校就学前までに拡大) 入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(5歳まで→7歳までに拡大) 7歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学1年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また所得制限の撤廃(6歳まで→12歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なし) 0歳から12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→7歳までに拡大) 0歳から小学1年生まで(7歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	門真市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院:満12歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者 入院外:満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生(9歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(入院:就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入院:中学校卒業年度末まで 入院外:就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市(*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(6歳まで→15歳(中学校修了)までに拡大) 入院・入院外ともに15歳(中学校修了)までの者 *0～2歳は所得制限なし、3歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年11月診療分
大阪府	太子町(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(入院外：満6歳→満15歳(中学3年生修了)までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年11月診療分
大阪府	大阪市	小児ぜん息等	91	*市内に居住する15歳に達した日以後における、最初の3月31日を経過していない者であって、次の疾病に罹っている者で、他の公的医療給付の対象でない者 気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺炎しゅ及びこれらの続発症	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年3月診療分
大阪府	大阪市	こども難病	92	*市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者 ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担なし。		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成25年3月診療分
大阪府	箕面市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(入院：中学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) (入院外：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分
大阪府	河南町(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(小学校1年生学年末まで→小学校3年生学年末までに拡大) 0歳から小学校3年生学年末まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校卒業年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大) 入院: 中学校卒業年度末まで(満15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者) 入院外: 小学校就学前まで(満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(7歳まで→8歳までに拡大) 入院・入院外ともに8歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学2年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年10月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校卒業までに拡大) ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年3月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学6年生(12歳到達後の最初の3月末日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校第3学年修了前まで→小学校第6学年修了前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校第6学年修了前(12歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 小学6年生まで(12歳到達後の最初の3月31日まで) 入院外: 6歳到達後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大(8歳まで→9歳までに拡大) 9歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学校3年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、制度名を変更 入院：満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外：満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院:中学校卒業年度末まで 入院外:小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	老人	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) ・65歳以上 ・大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 ・大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年8月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生(12歳に達する日以後最初の3月31日)まで (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年9月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→12歳までに拡大) 12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:0歳から小学校6年生年度末まで 入院外:0歳から小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	八尾市 (*)	ひとり親家庭	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	障害者	80	*平成20年4月診療分から受託している障害者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	ひとり親家庭	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 出生の日から12歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳到達後最初の3月31日) 小学生入院の所得制限を廃止	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→15歳までに拡大) 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (既認定者)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾患治療研究事業における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担なし		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (経過措置)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾病医療支援における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担あり		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (原則)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾病医療支援における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担あり		食事標準負担額の1/2を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	小児慢性特定疾患治療	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。				平成26年12月診療分までの取扱い	
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	貝塚市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に到達後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更し乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	障害者 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成20年4月診療分から受託している障害者医療について、助成対象者を追加 (対象者に中度・軽度の知的障がい者(児)を追加) 1.1、2級の身体障がい者手帳所持者(児) 2.重度の知的障がい者(児) 3.中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者(児) 4.中度・軽度の知的障がい者(児)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校第6学年修了前まで→中学校第3学年修了前までに拡大) 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校4年生までに拡大) 小学校4年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学1年生まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市（＊）	乳幼児（府の事業の上乗せ分）	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに12歳小学校卒業年度末日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	岬町（＊）	乳幼児等（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→中学校卒業年度末までに拡大） 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで（15歳に達する日以降における最初の3月末日）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	豊能町（＊）	乳幼児（府の事業の上乗せ分）	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し食事標準負担額の助成内容を変更（就学前まで→高校3年生までに拡大） （食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 入院・入院外ともに高校3年生まで（18歳到達後の最初の3月31日まで） ※所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	茨木市（＊）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃（所得制限あり→2歳まで所得制限なし） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで *0から2歳までは所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分
大阪府	羽曳野市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分
大阪府	門真市（＊）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃及び緩和し、食事標準負担額の助成内容を変更 (2歳まで所得制限なし→12歳まで所得制限なし) *0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 13歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得制限を緩和	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年 11月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生→中学校3年生まで 入院外:小学校3年生→中学校3年生まで、に拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年 12月診療分
大阪府	高槻市 (*)	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から助成内容を受託している身体及び知的障がい者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年 4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から助成内容を受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年 4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院: 中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年10月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃 (2歳まで所得制限なし→所得制限なし) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市	小児ぜん息等	91	*子ども医療費助成制度の対象者拡充に伴い、小児ぜん息等医療の「91.27.***」の取扱いを終了（一部、経過措置として平成29年3月31日まで取扱い）				平成29年3月診療分までの取扱い	
大阪府	貝塚市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生修了まで→中学校3年生修了までに拡大） 中学校3年生修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	松原市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 18歳（年度末日）までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 ・大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	88	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患(法別『51』)を有する者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	89	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療(法別『10』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	90	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療(法別『21』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	能勢町(*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、食事標準負担額の助成内容を変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市	ひとり親家庭 (府の事業の上乗せ分)	83	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)について、所得制限の変更に伴い実施機関番号「83.27.006.6」の取扱いを終了			平成29年2月診療分までの取扱い		
大阪府	交野市	ひとり親家庭 (府の事業の上乗せ分)	83	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)について、実施機関番号「83.27.031.4」取扱いを終了			平成22年3月診療分までの取扱い		
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年2月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年7月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市(*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(15歳(中学校修了)まで→18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までに拡大) 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年11月診療分
大阪府	箕面市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院、入院外ともに18歳に達した日以後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	泉南市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大(就学前児童→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 入院外:就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	八尾市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外・就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分
大阪府	泉南市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(就学前児童→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで一中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,501円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年11月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	乳幼児医療	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、対象年齢を拡大 就学前児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (茨木市、羽曳野市、四條畷市を除く) (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (四條畷市を除く) (*)	老人医療 (経過措置)	88	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村(四條畷市を除く)(*)	老人医療(経過措置)	89	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村(四條畷市を除く)(*)	老人医療(経過措置)	90	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	重度障がい者医療(府の事業の上乗せ分)	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	こども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあるこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	堺市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成22年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・児童医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	児童医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した児童医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・児童医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 *ただし、平成30年3月31日時点の対象者で継続して「吹田市重度障害者の医療費の助成」の対象となる者は、平成30年10月31日まで助成する。	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	吹田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年2月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 中学3年生修了(15歳に達した日以後最初の3月31日)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	高槻市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校3年生修了まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	守口市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	子ども医療	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校卒業まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	茨木市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	平成28年12月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 ○精神障害者保健福祉手帳2級を所持する60歳以上の方(市民税非課税世帯) ○身体障害者手帳3級・4級(一部)を所持する60歳以上の方(市民税非課税世帯) ○障害年金1・2級を受けている60歳以上の方(市民税非課税世帯) *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要) また、平成33年3月31日時点で65歳未満である老人医療対象者については、65歳に達する日(65歳の誕生日の前日)まで助成対象	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	八尾市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	八尾市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成26年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限なし	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年3月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	重度障害者医療	80	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成21年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成(20歳未満のみ)	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	重度障害者	80	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、食事療養費及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 (*ただし、平成30年3月31日時点での障害者医療対象者については、経過措置として平成30年10月31日まで引き続き助成対象。)	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成26年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	羽曳野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市（*）	老人医療（経過措置）	87	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担、食事療養費及び助成対象者を変更身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外（*ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成30年10月31日まで引き続き助成対象。）	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成29年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い食事療養費を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	摂津市（*）	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	摂津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	障がい者医療	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度、中度又は軽度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 小学校6年生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成29年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	88	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	89	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	90	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入 院：満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外：満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	島本町 (*)	障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 6. 【町制度】精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者(後期高齢者医療受給者の方を除く) *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 小学校卒業年度末までの児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	能勢町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	重度障害者等医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、対象年齢を拡大 0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	熊取町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名、助成内容を変更入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで(15歳に達する日以降における最初の3月末日)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(小学校6年生年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大) 中学校卒業年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年6月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (1歳以上は所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年7月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、食事療養費の助成対象者を変更 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、食事療養費の助成対象者を変更 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成対象者を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）まで 0歳から12歳（小学校修了）までは所得制限なし 12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円（月2日を限度） *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分
大阪府	枚方市（*）	重度障害者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、食事療養費の助成対象者を変更（対象外→15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	平成31年1月診療分
大阪府	枚方市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、食事療養費の助成対象者を変更（対象外→15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	平成31年1月診療分
大阪府	堺市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（0歳～中学校3年生まで（15歳到達後の最初の3月末日まで）→18歳に達した日以後における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以後における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成31年4月診療分
大阪府	岬町（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで（15歳に達する日以降における最初の3月末日）→18歳に達した日以後における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以後における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	池田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した児童医療について、制度名及び助成内容を変更し、対象年齢を拡大 (食事標準負担額を助成→対象外に変更) (満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和元年 10月診療分
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳に到達した日以降最初の3月31日まで→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年 10月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年 11月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年7月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 1月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末までの児童→15歳到達後最初の3月31日まで) *15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 1月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→対象外) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのこども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 10月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 対象年齢を拡大 (中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 10月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	池田市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学3年生修了(15歳に達した日以後最初の3月31日)まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、食事療養費を変更(入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (食事標準負担額を助成→助成対象外) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年11月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	貝塚市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	貝塚市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	貝塚市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び拡大対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象）（中学校3年生修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	柏原市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成（20歳未満のみ）	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	柏原市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	柏原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	門真市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	門真市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年10診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河内長野市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河内長野市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河内長野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岸和田市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岸和田市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	堺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	島本町（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 6. 【町制度】精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者（後期高齢者医療受給者の方を除く） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	島本町（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	島本町（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	吹田市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	吹田市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業(15歳到達年度末)まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	太子町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	忠岡町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年11月診療分
大阪府	豊中市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	富田林市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	羽曳野市（*）	重度障害者	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 （*ただし、令和3年3月31日時点で資格のある方は、経過措置期間として令和3年10月31日まで助成対象）	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	羽曳野市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		18歳に達する日以後の最初の3月末日までの受給者 （*ただし、令和3年3月31日時点で資格のある方は、経過措置期間として令和3年10月31日まで助成対象）	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	羽曳野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大（入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） （精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	阪南市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	枚方市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成31年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	乳幼児医療	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 就学前児童 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	松原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	守口市 (＊)	子ども医療	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内 各市町村 (茨木市、羽曳野市、四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	87	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「87」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	府内 各市町村 (四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	88	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
大阪府	府内 各市町村 (四條畷市を 含む)	老人医療 (経過措置)	89	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	府内 各市町村 (四條畷市を 含む)	老人医療 (経過措置)	90	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	富田林市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した以後の最初の3月31日まで) *18歳に達した以後の最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準 負担額を助成	府内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
大阪府	茨木市 (＊)	子ども (府の事業の 上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、入院時食事療養費を変更 (中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳到達後の最初の3月31日まで) (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
大阪府	大阪狭山市 (＊)	重度障害者医療	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 11月診療分
大阪府	大阪狭山市 (＊)	ひとり親家庭医療	82	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の 医療機関等	令和3年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年11月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、助成内容を変更 (15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年1月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳に達した以後の最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和4年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで → 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	交野市 (*)	こども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、助成内容を変更 (入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで、入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで→18歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生修了→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した日以降における最初の3月末日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(15歳到達年度末)まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで拡大) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年10月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年1月診療分
大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃(12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限ありー所得制限なし) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学3年生まで→18歳までに拡大) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和6年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年10月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭	82	○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。) (子の自己負担額:入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)→なし) (子の食事療養費:対象外→食事標準負担額を助成)	○子 …なし ○親 …1つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)	○子 …なし ○親 …1つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし	○子 …食事標準負担額を助成 ○親 …対象外	府内の医療機関等	令和7年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。) (自己負担額:入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)→なし) (食事療養費:対象外→食事標準負担額を助成)	なし	なし	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。